

「賃貸住宅管理業者登録制度に係る検討委員会」開催要項

(名称)

第1条 本会は、「賃貸住宅管理業者登録制度に係る検討委員会」（以下「検討委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討委員会は、賃貸住宅管理業者登録制度（以下「制度」という。）を巡る課題を整理し、制度の普及促進のために必要な改善策を取りまとめるとともに、今後の制度のあり方についても検討し、必要な論点整理を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 検討委員会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

2 検討委員会に座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

(会議)

第4条 座長は、議長として検討委員会の議事を整理する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

3 検討委員会は非公開とする。

4 配布資料及び議事概要は、会議終了後基本的に公表するが、座長の判断のもと、非公表とすることができる。

5 報告書は、取りまとめ後公表する。

(事務局)

第5条 検討委員会の事務局は、国土交通省土地・建設産業局不動産課に置く。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要項は、平成27年10月21日から施行する。